

平成 23 年度 運輸の安全にかかわる情報公開

宮崎タクシー株式会社

1. 運輸の安全に関する基本的な方針

安全方針

宮崎タクシー株式会社は、輸送の安全の確保が自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次のとおり安全の方針を定め、周知する。

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
2. 運輸マネジメントを確実に実施し、全体社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性向上に努めます。
3. 輸送の安全に関する情報について、積極的に公開します。
4. 安全マネジメントを全社員が一丸となって確実に実施し、PDCA サイクルの徹底により、継続的に見直しと改善に努めます。

重点施策

安全方針に基づき、次の項目を踏まえた取組みを重点施策とする。

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全を管理する規定に定められた事項を遵守すること。
2. 輸送の安全に関する費用の支出・投資を積極的かつ効率的に行う。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずる。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、本社と営業所間で情報を共有する。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画を作成し、これらを的確に実行する。
6. 当社関係会社である三和交通グループ各社と相互に協力し、連携して輸送の安全性向上に努める。

平成 19 年 1 月 1 日

宮崎タクシー株式会社
代表取締役 後口昌賢

2. 運輸の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 平成 22 年度の目標の達成状況

平成 22 年度の安全に関する目標の達成状況については、自動車事故報告規則第 2 条に基づく報告事故件数は被害事故とはいえ目標未達の《1 件》であった。

軽微の物損事故も含めた全ての事故発生状況

	重大事故		左記以外の交通事故		内 訳 ・ 備 考
	目 標	実 績	目 標	実 績	
平成 21 年度	0	0	10	25	被害事故 11 件、加害事故 14 件
平成 22 年度	0	1	10	20	被害 6 件、加害 14 件 重大事故は被害事故
平成 23 年度	0	1	10	15	被害 2 件、加害 14 件 重大事故は加害事故
平成 24 年度	0		10		

(2) 平成 24 年度の目標

自動車事故報告規則第 2 条に基づく、報告事故件数《0 件》はもちろんのこと、運輸安全マネジメントの重要性をさらに、全社員の日々の意識へと結びつけることが出来る様に工夫し、関係法令及び社内規定の遵守と共に、当社の企業風土となる様に進めていく。

3. 自動車事故報告規則(昭和 26 年運輸省令第 104 号)第 2 条に規定する事故に関する統計

(総件数及び類型別の事故件数)

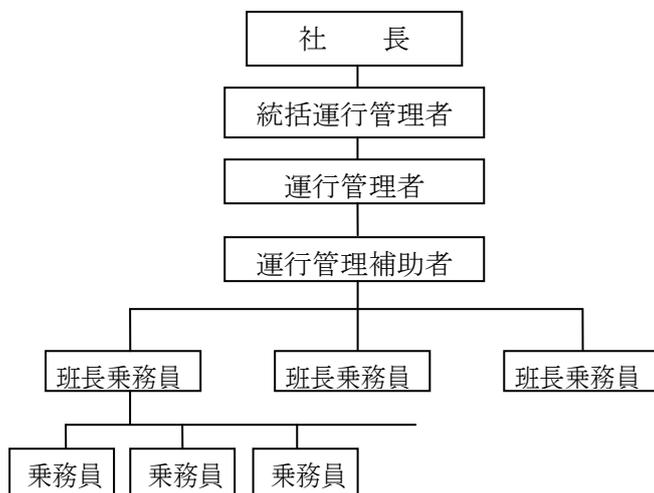
期間：平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日

項 目 (類 型)	件 数	
	目 標	実 績
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0 件	0 件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法保障施行令第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる障害を受けた者をいう）を生じたもの	0 件	1 件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障施行令第 5 条第 4 号（11 日以上医師の治療を要する傷害）の傷害が生じたもの	0 件	0 件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0 件	0 件
自動車の装置(道路運送車両法第 41 条に掲げる装置(原動機及び動力伝達装置、車輪及び車軸、その他の走行装置、操縦装置、制動装置、ばねその他の緩衝装置、燃料装置、電気装置、車枠及び車体、連結装置等)の破損破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの	0 件	0 件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止をはかるため国土交通大臣が特に必要と認めて報告指示したもの	0 件	0 件
合計	0 件	1 件

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- (1) 集団点呼やグループ毎研修など定期研修の実施教育
- (2) 事故惹起者を集めた発生事例の分析と対策検討
- (3) 安全マネジメントの必要性及びキックオフミーティング(11月)の実施

5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制



6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施

- (1) 定期研修の実施
 - ① 集団点呼(月2回) 注：グループ毎研修のある月は1回
 - ② グループ毎研修(2か月に1回)
- (2) 半期ごとの事故惹起者研修
- (3) 安全マネジメントキックオフミーティング(10月)と継続活動

7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

内部監査の結果、運輸安全マネジメントの必要性については認知されているが、その重要性和認知の度合いが社員により大きな差がある。さらに、全社員の理解を深め、日々の意識付けに繋げる工夫が必要である。

8. 処分内容、講じた措置等

平成24年度も運輸安全マネジメントの外部指導を受け、さらなる改善に努める。